官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件（国家公安委一四）　一
○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（外務一九九）

その他告示

○国家公安委員会告示第十四号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第七条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定を取り消すので、同法第七条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

1　氏名　ヤーシーン・シェクーリ（YASSINE CHEKKOURI（original script：ياسين شكوري））
　指定をした年月日　令和６年10月３日
　指定番号　ＤＩ－30
　指定の取消しの根拠となる条項　第七条第一項第二号
　その他参考となるべき事項　取消し前の指定の有効期間が満了する年月日：令和９年10月２日

○外務省告示第百九十九号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表（令和六年外務省告示第八十三号を含む関連の告示により改正）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十三日　　外務大臣　岩屋　毅

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） 1．～12．　［略］ 13.　削除	（別表） 1．～12．　［同左］ 13.　ヤーシーン・シェクーリ YASSINE CHEKKOURI (original script：ياسين شكوري)